

令和6年第7回玉名市農業委員会総会議事録

令和6年7月5日（金）午後2時 玉名市役所 第2委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1 番	下川 安	2 番	高田 優子	3 番	村上 孝夫	5 番	坂本 正敏
6 番	土田 健一	7 番	田端 末雄	8 番	本田多美子	9 番	岡村 栄一
10 番	澤村 哲志	11 番	木村 昌治	12 番	西本賢二郎	13 番	中島 浩輔
14 番	徳井 勝美	15 番	境 浩之	16 番	高島 尚	17 番	中山 一久
18 番	田上 靖晃	19 番	丸山 和則				

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

4 番 岡田 正治

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推 1	水本 信之	推 2	梅田 政次郎	推 3	田中 正通	推 4	小山 包昭
推 5	安田 謙二	推 6	縄田 伊知郎	推 7	船津 和利	推 8	上田 龍介
推10	嶋田 裕一	推11	柴尾 覚	推13	宮永 義一	推15	大家 泉
推16	園田 勝義	推17	永田 眞一	推18	後藤 雄一	推19	坂門 聡一

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推 9 平野 雅久 推12 高本 昌揮 推14 東 直幸

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 二階堂正一郎 次長 西山 美和 係長 園木 俊範 主任 村上 寛子

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第 33 号 農地法第3条の規定による許可申請について
第 34 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について（5条許可後）
第 35 号 農地法第4条の規定による許可申請について
第 36 号 農地法第5条の規定による許可申請について
第 37 号 農用地利用集積計画の決定について
第 38 号 農用地利用集積等促進計画の意見決定について

報 告

第 19 号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）

1. 開 会

○事務局長（二階堂正一郎君） 本日、農業委員総数19名のうち岡田委員から欠席の届けがあっており、18名の御出席でございます。

また、最適化推進委員総数19名のうち、平野委員と高本委員から欠席の届けがあっており、16名の御出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから、令和6年第7回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（二階堂正一郎君） まず下川会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（下川 安君） 皆様、こんにちは。農業委員会ということで、お忙しい中、お集まりいただきました。ありがとうございました。

それから、本当に毎日天気が続いていますので、くれぐれも体調の管理のほうをよろしくお願いしたいと思います。

きょうの総会が私たち現体制で最後の総会となりました。今後もまた農業委員会、地域のほうにも御活躍いただく方いらっしゃいますので、一応の区切りですので、本当に3年間皆様お疲れさまでした。お世話になりました。ありがとうございました。

振り替えれば3年前、ちょうどコロナの第5派のときだったかなと思います。プラスチックの仕切り板があってですね、農業委員だけの総会だったかなあという、推進委員さんに辞令交付をしてそれで帰ってもらって、あと農業委員さんだけの総会だったかなあというような、そういう記憶が残っています。何かプラスチックのボードが隣にあってですね、そんなところで、本当に3年間のうち半分以上はコロナに振り回されたような記憶があります。

その中で、3年のうちですね、先進地の視察というのができるように予算的にはあるんですけども、なかなかコロナの状態とか、あと先進都市かなあ、行ける都市がなかなかなくてですね、本当にそれができませんでした。本当に皆さんには申し訳なかったかなと思っています。

そういう3年間でした。3年のうちにまた農業関係でも基盤法が一部改正になって、地域計画を策定しなければならないというようなことになっていましたので、本当に話合いとかそういう形、農業者の人たちに声をかけてもらって目標地図の素案が来ています。今後また地域の皆さんでそれぞれ話合いが持たれるのかなと思いますので、その際にはまたよろしくお願いしたいと思います。本当この3年間、

総会でもいろんな皆さんからは御意見等がいろいろありました。そういう御意見が農業委員会の次の発展につながるのかなと思います。

きょうは最後の総会ですけども、またいろんな御意見をいただいて次につなげればなと思いますので、そういうことで議案のほうに入らせていただこうかなと思います。

よろしくお願いいたします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（下川 安君） それでは早速議案のほうに入りたいと思います。

本日は議第33号から38号までの54件の議案審議となっています。それから、報告第19号で20件の報告があります。皆様方の慎重なる御審議どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事録署名は、委員番号6番の土田健一委員と7番の田端末雄委員にお願いいたします。

なお、発言の際は、委員番号及び氏名を述べた上で発言をいただきますようよろしくお願いいたします。併せて、採決の際は、議決権のある農業委員のみで挙手のほうをよろしくお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（下川 安君） それでは、はじめに、議第33号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は5件です。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 議案1ページをお願いいたします。

議第33号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和6年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、中尾の申請人で、中尾の田154㎡を労力不足と相手方の要望のため贈与するものです。

2番、熊本市と岱明町の申請人で、岱明町の畑558㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

3番、荒尾市と横島町の申請人で、三ツ川の田1,375㎡外1筆、計2,556㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

4番、伊倉南方と天水町の申請人で、天水町の畑238㎡を労力不足と相手方の要望のため贈与するものです。

5番、天水町と熊本市の申請人で、天水町の畑315㎡を労力不足と規模拡大のため売買するものです。

以上5件、合計3,821㎡につきまして、農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないことから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

また6月28日、7月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から順に担当委員の説明をよろしくをお願いいたします。

それでは、1番をお願いいたします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。1番の案件について説明します。

譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望、面積は154㎡です。贈与です。

現地調査した結果、何ら問題なかったです。御審議のほどよろしく願います。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、2番をお願いいたします。

○推10番（嶋田裕一君） 推進委員10番の嶋田です。2番の案件について御説明します。

申請地は、岱明町睦合小学校から北に約200メートル付近にある畑558㎡です。譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望ということで今回の申請となります。労働力及び機械等の保有状況も問題なく、許可相当と考えております。

現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、3番をお願いいたします。

○15番（境 浩之君） 農業委員15番、境です。3番の案件について説明いたします。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張のため売買するもので、作物として大豆と水稻を計画しておりますが、水の確保が難しい場合には大豆を作ることです。要件も満たしているようですので問題ないと思います。

審議のほどよろしく願います。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、4番をお願いいたします。

○推17番（永田眞一君） 推進委員17番、永田です。4番の案件について御説明い

たします。

申請理由は贈与です。譲渡人は労力不足です。譲受人は相手方の要望です。

現地調査の結果、何ら特に問題はないと思いますので、許可相当と思います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、5番をお願いいたします。

○18番（田上靖晃君） 農業委員18番、田上です。5番の案件について説明します。

申請農地みかん畑は、労力不足の譲渡人から規模拡大する譲受人への売買希望の農地です。

現地を確認し、何ら問題はないと思いますので、御審議方、よろしくをお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

3条の申請について委員の説明が終わりましたが、皆さんのほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決に移らせていただきたいと思います。

議第33号農地法第3条の規定による許可申請5件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をよろしくお願いします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第33号につきましては、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第34号農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。件数は1件です。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 3ページをお願いいたします。

議第34号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定による農地転用許可後の下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。令和6年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が岱明町の畑113㎡で、当初目的の倉庫から宅地拡張に備考欄の理由により計画変更するものです。議第36号7番と関連しております。

以上1件、113㎡を御提案しております。よろしく御審議をお願いします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番の担当委員の説明をよろしくお願いします。

○14番（徳井勝美君） 14番農業委員、徳井です。1番の案件について説明します。

農地転用許可後の農地の事業計画変更承認の申請です。転用の目的は、倉庫を建築する予定でした。当初計画者は建築業者との工期の折り合いがつかず保留中でした。それで病気になられて、なかなかスムーズに事が進まなかったというのが現状です。

議第36号7番との関連で、あとでまた説明いたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

事業計画変更承認について今、委員の説明が終わりましたが、皆さんのほうから御意見、御質問等はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決に移らせていただきます。

議第34号農地法第5条許可後の事業計画変更承認申請1件につきまして、原案のとおり承認することに異議のない方は、挙手をよろしくお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第34号につきましては、承認することに決定いたしました。

続きまして、議第35号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題いたします。件数は2件です。

なお、受付番号1番については始末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務局担当者が読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 4ページになります。

議第35号農地法第4条の規定による農地の許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和6年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が繁根木の畑、現況宅地458㎡で、転用目的は貸駐車場です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が立願寺の畑10㎡外1筆、計868㎡で、転用目的は共同住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

以上2件、1,326㎡につきまして、申請内容を農地用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

また6月28日、7月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりました。

ここで受付番号1番の始末書を事務局担当者が読み上げます。

○係長（園木俊範君） — 1番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

すみません、委員さんの説明の前ですけど、今日は傍聴人の方がいらしていますので、個人情報の関係もありますので、委員さんのほうは気をつけて発言のほうをよろしくお願いいたしますと思います。

それから、傍聴人の方には、玉名市農業委員会会議規則第17条の2に傍聴人は定めた場所以外には入ってはいけません。銃器その他危険なものを持っている者、酒気を帯びている者、その他議長において議場の秩序を保持するために支障があると認めた者は入場することができません。傍聴人は、議場において発言し、その他喧騒動にわたる行為をしてはいけません。傍聴人は、議長の指示に従わなければならない。議長は、その指示に従わない傍聴人に退場を求めることができますとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

ではすみません、委員の説明をよろしくお願いいたします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番と2番の案件について説明します。

まず1番は、申請地は裁判所の北側150メートルぐらい、転用目的は貸駐車場14台、申請地は、昭和時代畑をゲートボールの競技場として開放していたところです。ゲートボールも下火になり、昭和60年ごろから貸駐車場として現在に至っています。

給水はありません。雨水は自然浸透、現地調査の結果、問題なしと判断します。御審議のほどよろしくお願いいたします。

2番の案件について御説明します。

申請地は大学南西900メートルぐらい、事業目的は共同住宅1棟、転用面積は2筆で868㎡、木造2階建て、建築面積236.30㎡、8世帯分です。駐車場は13台分、給排水計画、給水は公営上水道、雨水、生活雑排水は公共下水道に排出、雨水は集水後、西側道路側溝に放流、申請地東側・南側は住宅があり、L型ブロックを設置されており、土砂の流出はないと思われる。この転用事業により、雨水、土砂の流出や農地への被害があった場合は、速やかに責任をもって対処する。

現地調査の結果、問題なしと判断します。御審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

4条申請につきまして委員の説明が終わりましたが、皆さんのほうから御質問、御意見ございませんでしょうか。

はい、西本委員。

○12番（西本賢二郎君） 農業委員12番の西本です。

ちょっとお聞きしたいんですけど、この地目は台帳では畑になっておりましたね、現在は貸駐車場、そのときの税金はどのような形になるんですか。

○係長（園木俊範君） 事務局の園木です。

固定の税金については宅地課税になっております。

○12番（西本賢二郎君） これは駐車場になった時点からそのようになっているんですか。

○係長（園木俊範君） いつごろから宅地課税になっているかというのは、ちょっと税務課のほうに確認してみないとわかりませんが、現状が貸駐車場になっているので、税務課の職員のほうが玉名市内をパトロールしておりますので、そこで確認次第ですね、課税の変更はされていると思います。

○12番（西本賢二郎君） はい、わかりました。

○議長（下川 安君） よろしいですか。ほかにございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） ほかになければ採決に移させていただきます。

議第35号農地法第4条の規定による許可申請2件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしくお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第35号につきまして、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第36号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は10件です。

受付番号1番につきましては顛末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務局担当者が読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 5ページをお願いいたします。

議第36号農地法第5条の規定による農地の許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和6年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が築地の畑214㎡で、転用目的は社宅です。農地区分は、都市

計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が築地の田910㎡外3筆、計2,367㎡で、転用目的は住宅展示場です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が大倉の畑487㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

4番、申請物件が大倉の畑426㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

5番、申請物件が岱明町の田748㎡で、転用目的は共同住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

6番、申請物件が岱明町の畑419㎡外1筆、計929㎡で、転用目的は建築土木資材置場です。農地区分は、上水道管、下水道管、ガス管のうち2つ以上が埋設された道路の沿道区域であって、おおむね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設等の公共公益施設がある農地で、第3種農地と判断しております。

7番、申請物件が岱明町の畑113㎡で、転用目的は宅地拡張です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。これは議第34号1番と関連しております。

8番、申請物件が岱明町の畑、現況田351㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

7ページをお願いします。

9番、申請物件が横島町の畑559㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

10番、申請物件が天水町の田、現況畑869㎡で、転用目的は農家住宅です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落接続して設置されるものであり、例外的に許可は可能となっております。

以上10件、合計7,063㎡につきまして、申請内容を農地用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案

しております。

また6月28日、7月1日に地元委員同道の上、現地調査を行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりました。

それではここで、受付番号1番の顛末書を事務局担当者が読み上げます。

○係長（園木俊範君） — 1番の案件について顛末書朗読 —

○議長（下川 安君） ただいま受付番号1番の顛末書が読み上げられましたので、受付番号1番から委員の説明をよろしくお願いいたします。連続して説明される方は続けてお願いします。

それでは、1番と2番は同じ委員です。よろしくお願いいたします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。

申請地はゴルフ場の目の前にあります。転用面積は214㎡です。木造3階建てです。給排水計画は、給水は公営水道とする。雨水、生活雑排水、汚水のそれぞれの処理方法として、汚水並びに生活雑排水は、敷地内の汚水桝に接続して下水道管に放流、雨水は申請地内に浸透桝を設け、申請地内で処理する。万が一、周辺に影響を及ぼす場合は、申請人が責任をもって対応するとのことでした。

現地調査した結果、何ら問題ありませんでした。

続きまして、2番の案件について説明します。

申請地は、玉名バイパスのすぐそばにあります。転用面積は2,367㎡、住宅展示場6区画です。給水方法として、南側上水道管から分岐させ、各宅地に引き込みます。雨水、生活雑排水、汚水の処理として、雨水は地下浸透により処理し、処理しきれない分に対しては溜桝によりろ過の上、西側の水路に排水いたします。生活雑排水及び汚水について、新設位置指定道路を経由し、南側下水道本管に接続いたします。万が一被害が生じた場合は、申請人が責任をもって行うそうです。

以上、現地調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、3番、4番も同じ委員ですので、よろしくお願いいたします。

○8番（本田多美子君） 農業委員8番、本田です。3番の案件について説明いたします。

申請地の現況は休耕地で487㎡です。国道208号線沿いのドラックストア近くの信号を印刷工場側へ200mほど行った印刷工場の北西に位置する農地です。

申請人は現在アパート住まいですが、家族も増え手狭となり住宅を建築することとなりました。土地所有者に申請地を譲り受けることができ選定しました。ほかに

も他地目について、場所も模索しましたが、申請地以外に取得可能な土地がないという結果でした。転用面積487㎡、木造スレート葺き2階建て、給水方法は市の上水道より給水、雨水は道路側溝へ放流、生活雑排水、汚水は合併処理後、道路側溝へ放流、被害防除計画は、土留め塀を設置して、隣接地の土砂の流出、堆積、崩壊がしないよう十分に配慮する。建物は小規模住宅であり、農地との間隔を確保し、被害を及ぼさないよう建築する。万が一被害が生じた場合は、申請人が責任をもって対処するとのことでした。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

続きまして、4番の案件について説明します。

申請地はの現況は休耕地で426㎡です。先ほど説明しました3番の申請地の隣接地で、条件的には同じになります。こちらでもアパート住まいから手狭となり、個人住宅を建築されます。転用面積426㎡、木造スレート葺き平屋建て、建築面積102.68㎡、床面積100.20㎡、給水は市の上水道より、雨水は道路側溝へ放流、生活雑排水、汚水は合併処理後、道路側溝へ放流、近隣農地に被害を及ぼさないよう十分に配慮する。万が一被害が生じた場合は、申請人が責任をもって対処するとのことでした。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、5番をお願いいたします。

○推11番（柴尾 覚君） 推進委員11番、柴尾です。5番の案件について説明します。

譲渡人は千葉県に住んでおられて、利用計画がないために処分を検討されていきました。譲受人は共同住宅を計画しており、申請地は交通の便が良く、近くにスーパー、学校もありますので、1棟で8軒の共同住宅を建設します。駐車場は12台分です。敷地は748㎡です。ここを埋め立ててですね、道路よりも2、30cmぐらい高く盛土をします。雨水は隣接の水路に流します。給排水については玉名市の水道を引き込み、生活排水も公共下水道に接続します。万が一被害が発生した場合は、建主が責任をもって対処するとのことでした。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、6番をお願いいたします。

○13番（中島浩輔君） 農業委員13番、中島です。6番の案件について説明いたし

ます。

場所は、市立中学校より東側へ200m行ったところです。目的は建築土木資材置場です。本人の仕事は住宅工房をされております。その住まいの道路の反対側に位置する畑が申請地です。2筆で929㎡です。土地は道路と同じ高さで、隣接する土地も同じ高さです。資材等の搬入のために砂利を敷いてならして、車が入れる状況程度にするそうです。雑排水は発生しませんし、雨水は敷地内に自然浸透ということです。

現地調査しました結果、問題ないと思いました。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして7番をお願いいたします。

○14番（徳井勝美君） 農業委員14番、徳井です。7番の案件について説明します。

議第34号との関連です。転用の目的は宅地拡張、権利を設定して移転し移る理由は、譲受人の住宅用駐車場進入道路です。事業の目的、本件土地を拡張して、駐車場及び進入路を設定するため、転用面積113㎡、既存の宅地が352㎡で、合計465㎡です。土地利用計画、車4台分及び進入路、給排水計画はありません。排水処理は自然浸透です。生活雑排水も発生しません。被害防除計画は、造成地に砂利を敷く程度です。完成後周辺農地に被害が起きたとき、申請者が責任をもって解決するとのことでした。

現地調査の結果、何ら問題なく許可相当と判断します。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、8番の説明をお願いいたします。

○推13番（宮永義一君） 推進委員13番、宮永です。8番の案件について説明いたします。

目的は個人住宅です。申請地は、旧農協前の市道を西側に300mぐらい行き、右側に折れて市立小学校体育館横を200m行き、左側に折れて約100m行ったところの右側です。建物は中2階建てと車庫を建てるそうです。隣との境は、北側、西側にブロック2、3段するそうです。給水は市の上水を使用し、排水は生活雑排水施設を設置して、雑排水を道路側溝に流すそうです。雨水も道路側溝に流すそうです。進入口は東側を使用するそうです。万が一被害が生じた場合は、申請者が責任をもって解決するそうです。

現地調査の結果、問題ないと思います。審議のほどよろしくお願いいたします。以上。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、9番をお願いいたします。

○2番（高田優子君） 農業委員2番、高田です。9番の案件について御説明いたします。

転用の目的は個人住宅です。面積は559㎡、給排水計画ですが、給水方法、それは申請地の敷地内に井戸を設け、その施設を利用するということでした。雨水、生活雑排水、汚水の処理方法ですが、生活雑排水、汚水については、合併浄化槽を設置し、北側道路対面にある側溝に放流するということでした。雨水についても同様に北側道路の対面にある側溝に放流するということです。

次に、被害防除計画ですが、境界付近の法面については、転圧工事を行い、土砂が隣地に流出しないように考えておりますが、万が一被害が生じた場合は、譲渡人の責任において対処するということでした。完成後の被害防除対策ですが、これもまた万一被害が生じた場合は、譲渡人の責任において対処するということでした。

現地調査を行いました、問題はないと思います。御審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、10番をお願いいたします。

○19番（丸山和則君） 農業委員19番、丸山です。10番の案件について御説明します。

申請地は、玉名市役所天水支所より約2km、国道501沿いにあり、申請人は親よりここを借り受け、ここに112㎡の農家住宅と70㎡の農業用倉庫の建設を計画しております。現在アパートからイチゴ栽培に通っており、また、子どもが生まれ居住スペースが不足することから計画されました。計画の概要としては、事業面積869㎡、転用面積869㎡、また給排水はボーリング新設、生活雑排水、汚水は合併浄化槽による隣接地の排水路へ流すとのことです。また、建設にあたっては、被害が生じた場合、申請者が責任をもってこれを解決するということです。

審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

5条申請につきまして担当委員の説明が終わりましたがけれども、皆さんのほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。1番の案件について質問します。

先ほど西本委員が質問されたのと逆に、台帳は畑、現状も畑になって、これ平成元年からしてあっとに対して、これ税金なそのまま畑で税金ば払いよなったっでしょうね。といことは、30何年前からそういうことの続いとるということは、税務課の調査不足ということですかね、そのへんを教えてください。

○係長（園木俊範君） 事務局の園木です。課税上は畑のままになっておりますので、この入口がコンクリで一部なっていて、あとは土の状態になっておりますので、そのへんが税務課のほうが見落とした可能性はあると思うんですけど、一応現状としては課税は畑課税になっておりますので、このまま記載をしております。

○5番（坂本正敏君） わかりました。

○議長（下川 安君） ほかに、本田委員。

○8番（本田多美子君） 8番農業委員、本田です。1番の案件ですが、1番と5番かな、ちょっと似たような質問ですけど、使用貸人が渋谷区寿に本社がある会社で、築地のほうに東京のそういう会社が進出するのは多いんですかね、それとも何か初めてこの東京の住所を見たのでびっくりして、こういうアパートみたいな社宅だから、社宅専門なのかなあと思ったりして、こういう都会から来るような会社が多いのかなあとちょっとお聞きしたと思うのと、それから5番もなんですけど、わざわざ人吉と書いてあるから、ここも人吉の方が不動産かなんか通して共同住宅をされるのか、それとも本人さんがいろいろされるのか、ちょっと聞きたいなと思って、お願いします。

○係長（園木俊範君） 事務局の園木です。1番の案件につきましては、借人の代表取締役の実家が玉名市にあるためですね、こちらに帰ってきたときに玉名市での仕事もありますので、ホテル暮らしとかするよりは、家を建ててからそこを拠点にして仕事をされたいということで今回申請があがっております。

ここの所有者の方との続柄については、お孫さんがこちらの管理人の方になりますので、祖父母の家の隣接農地をですね、今回転用して社宅に利用するという計画になっております。

5番につきましては、受人さんが市外の方ですけど、アパート経営を玉名市でするということで今回申請があがっております。

○8番（本田多美子君） わかりました。ありがとうございました。

○議長（下川 安君） よろしいですか。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。

今の関連質問ですけど、例えば、中国とかそういう方が申請になった場合、すんなり通るとですか。それだけ教えてください。

○係長（園木俊範君） 事務局の園木です。転用申請の様式がそろっていて、転用の許可ができる案件については、たとえ国外であったとしても許可はできるものと思います。

○5番（坂本正敏君） それを反対するわけにはいかんたいな。条件がそろっていればね。わかりました。

○議長（下川 安君） はい、ほかにございませんか。今のよろしいですか。
ほかにございませんか。

○推 1 番（水本信之君） 推進委員 1 番、水本です。

9 番の案件で、個人住宅ですけど、559㎡で大丈夫なんですか。

○係長（園木俊範君） 事務局の園木です。

個人住宅については、基本500㎡ですけど、おおむね1割程度は認められることになっておりますが、今回についてはですね、申請地の南側が法面となっているため、法面の部分についてはですね、当然建物等も建てられませんので、その分を考慮して今回申請をしていただいておりますので、この面積での審査をした結果ですね、妥当という判断をして今回の議案としてあげさせていただいております。
以上です。

○議長（下川 安君） よろしいですか。ほかに。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移りたいと思いますので、よろしく願いします。

議第36号農地法第5条の規定による許可申請10件について、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしく願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第36号につきましては、許可することに決定いたしました。

次に、議第37号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。件数は34件です。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 8ページになります。

議第37号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和6年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

9ページから10ページの総括表と11ページから14ページまでの集計表のとおり玉名市長より意見を求められております。

今回は所有権移転が7件、18,250㎡、利用権設定が27件、85,529㎡、合計34件、103,779㎡の集積です。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたがけれども、皆さんから御意

見、御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（下川 安君） なければ採決に移りたいと思います。

議第37号農用地利用集積計画の決定34件につきまして、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をよろしくお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第37号につきましては、原案どおり決定いたしました。

次に、議第38号農用地利用集積等促進計画の意見決定についてを議題といたします。件数は2件です。

事務局より説明をお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 15ページをお願いいたします。

議第38号農用地利用集積等促進計画の意見決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に対する意見について、次のとおり決定する。令和6年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

16ページの集計表のとおり玉名市長より意見を求められております。今回は配分の賃借権設定が2件の3,858㎡、合計も2件の3,858㎡の集積で、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

事務局の説明が終わりましたがけれども、この件につきまして、皆様のほうから御意見、御質問ございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（下川 安君） なければ採決に移らせていただきます。

議第38号農用地利用集積等促進計画の意見決定2件につきまして、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をよろしくお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第38号につきましては、原案どおり決定いたしました。

—————○—————

5. 報 告

○議長（下川 安君） 次に、報告に移ります。

報告第19号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書についての20件を事務局より併せて報告いたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 17ページをお願いいたします。

報告第19号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告いたします。令和6年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回17ページから22ページまでの20件、合計56,024㎡の解約通知を受理しております。

以上で報告を終わります。

-----○-----

6. 閉 会

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

これで本日予定の議案審議と報告が終わりました。これをもちまして、令和6年第7回の農業委員会総会を閉会させていただきます。

ありがとうございました。

-----○-----

閉 会 午後2時57分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和6年7月5日

玉名市農業委員会会長

下川 安

農 業 委 員

土田 健一

農 業 委 員

田端 末雄